

議案第1号

札幌市学校給食運営委員会規則の一部を改正する規則案について
令和7年（2025年）11月18日提出

教育長 山 根 直 樹

札幌市学校給食運営委員会規則の一部を改正する規則

札幌市学校給食運営委員会規則（平成26年教育委員会規則第27号）の一部を
次のように改正する。

第2条第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条中第3号を削
り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（理 由）

学校給食運営委員会の委員となることができる者の要件を見直すため、本案を提
出する。

札幌市学校給食運営委員会規則（平成26年教育委員会規則第27号）新旧対照表

現 行	改 正 後	備 考
<p>(委員の委嘱) 第2条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。</p> <p>(1) (省略) (2) 栄養士</p> <p><u>(3) 公益財団法人札幌市学校給食会の役員</u></p> <p>(4) 学識経験者 (5) その他教育委員会が適当と認める者</p>	<p>(委員の委嘱) 第2条 (現行のとおり)</p> <p>(1) (現行のとおり) (2) <u>栄養士又は管理栄養士</u></p> <p><u>(削る。)</u></p> <p>(3) (現行のとおり) (4) (現行のとおり)</p>	<p>・栄養士法の改正に係る改正 ・学校給食会が本市と利害関係を有することとなったことによる改正</p>

札幌市学校給食運営委員会規則の一部を改正する規則案についての概要

(教育委員会学校給食課給食係)

1 札幌市学校給食運営委員会の委員について

本市では、学校給食の運営に関する必要な事項について審議するため、札幌市附属機関設置条例（平成26年条例第43号）第2条第1項の規定に基づき、教育委員会の附属機関として札幌市学校給食運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置している。運営委員会の委員は、札幌市学校給食運営委員会規則（平成26年教育委員会規則第27号。以下「規則」という。）第2条に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱することとしている。

2 改正の背景及び改正内容について

(1) 規則第2条第2号関係

この度、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和6年法律第53号。以下「改正法」という。）第5条の規定により栄養士法（昭和22年法律第245号）第5条の3の規定が改正され、栄養士の免許を有しなくても、管理栄養士の免許を取得することが可能となった（令和7年4月1日施行）。

本市では、運営委員会の委員となる栄養士については、栄養士の免許を保有する本市職員から委嘱する運用としており、現在、栄養士の免許を保有しないで管理栄養士の免許を保有する本市職員は存在しない。

しかし、今後、栄養士の免許を保有しないで管理栄養士の免許を保有する本市職員が存在することとなり得ることから、栄養士に限らず、管理栄養士からも委員に委嘱できることとする。

(2) 規則第2条第3号関係

本市では、公益財団法人札幌市学校給食会（以下「学校給食会」という。）が学校給食の食材調達を行っており、学校給食の運営の安定化及び効率化に重要な役割を果たしている。そして、本市では、令和4年度まで私会計で学校給食費（学校給食法第11条第1項及び特別支援学校給食法第5条第1項に規定する経費以外の学校給食に要する経費をいう。以下同じ。）を徴収・管理してきたため、本市と学校給食会が直接的な利害関係を有していなかった。そこで、現行の規則第2条第3号は、学校給食会の役員から運営委員会の委員に委嘱できることとしている。

しかし、札幌市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例（令和4年条例第38号）の制定により、令和5年度から学校給食費の公会計化を行ったことに伴い、

現在、本市は、学校給食会と業務委託契約を結び、学校給食の食材を直接調達しており、今後も学校給食会からの食材の調達が継続されることが見込まれる。運営委員会は、本市の学校給食の運営について中立的な立場から審議することが求められるところ、本市職員以外から委嘱される委員については、本市と利害関係を有しない者から委嘱することが望ましいと考えられる。

令和5年度以降、学校給食会の役員から運営委員会の委員の委嘱を行っておらず、今後も学校給食会は本市と直接の利害関係を有することが見込まれることから、規則第2条第3号を削ることとする。

(3) その他規定整備

上記(2)の改正に伴い、規則第2条第4号及び第5号を1号ずつ繰り上げる規定整備を行う。

3 施行期日

公布の日から施行する。